

生活福祉資金 総合支援資金のご案内

- ・解雇されて求職活動をしているうちに、生活費がなくなってしまった…。
- ・以前は高い家賃でも払えたが、失業して家賃が負担になった。安い所へ引越して家計を立て直したい…。
- ・会社の寮から出ることになり、「住宅手当」制度で住むところを見つけたが、入居費用がない…。

失業等による日常生活上の困難や生活の立て直しのために、一時的な資金を貸付することで解決・自立できる世帯に貸し付けをします。

次の要件の全てに該当する世帯が対象となります。

- ①低所得世帯（別表）であって、生計中心者の失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②現に住居を有していること
(または住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること)
- ③他の公的給付・貸付(生活保護、失業等給付、就職安定資金融資、年金等(いずれも待機期間中を含む))を受けられない世帯であること
- ④資金の借入を希望される方の本人確認が可能であること。
- ⑤借入後の継続的な支援を、実施主体及び関係機関から受けることに同意していること
- ⑥実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑦就労可能な方であり、健康な状態で新たに仕事に就くための求職活動等を行っていること。

※自立・償還が見込めないと判断される場合には貸付できません。

貸付対象



申込み対象とならない方

- ・他の債務の返済に充てたり借り替え目的の場合
- ・他の公的給付・貸付(生活保護、失業等給付(待機期間中を含む)、就職安定資金融資、年金等)を受けている世帯
- ・社会福祉協議会の指示に従わない場合

- 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一括償還又は貸付けの停止を行います。
- 不正な申請・要求が行われた場合は警察に通報することがあります。



お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談ください。

生活支援費

失業等で生活困窮に陥った世帯に対して、就職して生活再建するまでの間に必要な生活費用を貸付します。

- ・貸付限度額：単身世帯 月額15万円以内
2人以上 月額20万円以内
- ・貸付期間：最長12カ月以内
(住宅手当を受けける場合、当初6カ月)



住宅入居費

住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に、賃貸契約を結ぶために必要な費用を貸付します。

- ・貸付限度額：40万円以内

例 敷金・礼金、入居に際して支払いを要する賃料・公益費、入居保証料等



一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に日常生活費で賄えない費用を貸付します。

- ・貸付内容
 - ①失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等（自立支援計画に基づくもの）
 - ②現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために転居が必要な場合の、転居費用、家具什器費等
 - ③住宅手当緊急特別措置事業（住宅手当）を併せて申請している場合の、家具什器費等
 - ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合（公営住宅の家賃等滞納で住居の退去を求められる、電気、ガス、水道等ライフラインが止められる等）に、滞納分の支払いに必要な経費
 - ※ただし、国民健康保険料の滞納は対象となりません。また、滞納額や他の債務が過大である場合は貸付できません。
 - ⑥過大な債務を負っている場合に、裁判所への預納等当該債務を整理するために必要な経費（他の債務の返済に充てたり借り替え目的の貸付はできません。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスの支援が優先します。）



- ・貸付限度額：60万円以内（一括、分割、または月額払）

貸付利子・保証人等

連帯保証人

原則として1名（ただし保証人がなくとも可能な場合もあります。）

貸付利率

保証人あり 無利息（保証人なし 年1.5%）
延滞利子 年10.75%

貸付金の償還

据置期間（償還猶予期間 最大6カ月）の後、最大20年以内
(年齢等により短くなる場合があります)



ご注意

- * 貸付には所得や債務等の状況についても審査が行われます。
- * 他の債務の返済や借り替え目的の貸付はできません。
- * 借入には各種個人情報をご提供いただき、必要な調査を行います。
- * 貸付内容によっては、使途目的の支払先へ社会福祉協議会から直接送金します。
- * 資金を借り受けた後、または借入期間中、必要に応じて書類を提出いただきます。

〈住宅手当緊急特別措置事業（住宅手当）とあわせて申請する場合〉

- * 住宅手当が不承認となった方には貸付できません。また、住宅手当支給を中止された場合、生活福祉資金の貸付も終了します。
- * 申込先は入居を予定している住宅のある市区町村社会福祉協議会になります。
- * 借入期間中、住宅手当事業に基づく必要な報告を、社会福祉協議会にも届け出なければなりません。

愛知県内にお住まいの生活福祉資金貸付対象世帯（低所得世帯）の収入基準

級地	生活福祉資金という低所得世帯の収入基準 生活扶助基準額×1.7倍（千円未満切上げ）				
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上 1人を増すごとに加算する額
1	145,000	222,000	276,000	338,000	73,000
	名古屋市				
2	132,000	202,000	251,000	307,000	66,000
	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市				
3	119,000	182,000	227,000	277,000	60,000
	上記に掲げた以外の市町村				

お問い合わせは **お住まいの市区町村社会福祉協議会へ**